

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：奈良市（企業局を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.0%
全職員	67.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.2%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.4%
31～35年	94.1%
26～30年	94.3%
21～25年	93.2%
16～20年	91.7%
11～15年	90.1%
6～10年	87.9%
1～5年	90.8%

【各内訳】

任期の定めのない常勤職員以外の職員：暫定再任用職員、定年前提任用職員、任期付職員、
会計年度任用職員、臨時的任用職員

※パートタイム会計年度任用職員や短時間再任用職員、育児短時間勤務職員などフルタイム勤務ではない職員については、フルタイム勤務だった場合の給与額へ再計算を実施。

また、月途中で育児休業や無給休職を取得したことによりその月の勤務日数がフルタイム勤務より少なくなる場合についても、フルタイム勤務だった場合の給与額へ再計算を実施。

なお、再計算については、日割り計算の対象となる給与（基本給・地域手当等）を対象とし、時間外勤務手当等の日割り対象とならない給与については、実際に支払われた総額を計上している。

《 1 任期の定めのない常勤職員について 》

- ① 勤続年数の長い職員に占める男性比率が高いことから、"全職員に係る情報"の男女の給与の差異では女性の給与水準が低くなっている。勤続年数の長い職員に男性が多い根拠数値として、勤続年数別の男女比として、勤続年数20年以上であれば男性70.2%・女性が29.8%となっており、勤続年数20年未満の職員となれば男性53.5%・女性が46.5%となっている。
- ② 扶養手当について、受給者に占める男性の割合は87.15%であり、男性に支給している割合が非常に高い。
- ③ 部分休業の取得者数が、男性と比べ女性の方が非常に多いため、給与水準が低くなる要因となっている。
- ④ 超過勤務手当について、女性の平均支給額は男性の平均支給額に対して58.5%であり、給与水準が低くなる要因となっている。

① 差異が大きい要因は、給与単価が大きく異なる会計年度任用職員と暫定再任用職員や臨時的任用職員、任期付職員がまとまって数値化されていることが1番の理由である。

- ② 女性のうち給与単価が低い会計年度任用職員の割合が95.7%と非常に高くなっている。
一方、男性のうち会計年度任用職員が占める割合は75.2%であり、残りの24.8%は給与単価が比較的高い任期付職員・臨時的任用職員等となっており、給与の差異が大きくなる要因となっている。